第十一条の七の二第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号の規定により組合及び市町村連合会が同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業

第十一条の十六第二項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く」に改める。

附則第五条の七中「においては、」の下に「市町村連合会が長期経理の余裕金を指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合に貸し付ける場合又は」を、「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「又は市町村連合会」を「若しくは市町村連合会」に改め、「については、」の下に「第十一条の四第二項及び」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

（平成二十七年九月三十日までの全国市町村職員共済組合連合会の業務に係る特例）

第二条　この省令の施行の日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日の前日までの間における改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第七条及び第十一条の三の二から第十一条の四までの規定の適用については、第七条第一項第二号、第十一条の三の二及び第十一条の三の四（見出しを含む。）中「市町村連合会を組織する組合」とあり、並びに第十一条の三の三の見出し中「構成組合」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」と、第十一条の四第二項中「市町村連合会を組織する組合に属する」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に属する」とする。

規　則

○会計検査院規則第九号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局司法検査課の事務分掌事項欄中「法務省及び日本司法支援センター」を「国家公安委員会、法務省、日本司法支援センター及び自動車安全運転センター」に改め、同局総務検査課の事務分掌事項欄中「国家公安委員会、」及び「、自動車安全運転センター」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○原子力規制委員会規則第六号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）第一条の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第八号イ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品」に改める。

附　則

この規則は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

告　示

○法務省告示第五百四号

山梨県山梨市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年十一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

山梨県東山梨郡加納岩町下石森千三十八番地

日原　郁司

○法務省告示第五百五号

静岡県榛原郡吉田町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年十一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

静岡県榛原郡吉田村片岡二千百二十九番地第九

大石　きみ

○法務省告示第五百六号

青森県八戸市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年十一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

青森県三戸郡大舘村大字新井田字山道一番地

駒形　作治

○法務省告示第五百七号

鳥取県西伯郡大山町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年十一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

鳥取県西伯郡庄内村大字大塚二百十六番地

田中惠美子

○外務省告示第三百五十一号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条6の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条6の規定に従い、平成二十六年十月二十八日に効力を生じた。

（平成二十六年十一月十三日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十六年十一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰの日本国の付表3の産品の機関の表の1A群中、「東日本旅客鉄道株式会社（注a）」、「東海旅客鉄道株式会社（注a）」及び「西日本旅客鉄道株式会社（注a）」を削り、サービスの機関の表の1A群中、「東日本旅客鉄道株式会社（注a、注g）」及び「東海旅客鉄道株式会社（注a、注g）」、「西日本旅客鉄道株式会社（注a、注g）」を削る。

○外務省告示第三百五十二号

欧州連合は、平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3からの東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の削除への異議の撤回の通告を平成二十六年十月二十八日に政府調達に関する委員会に対して行った。よって、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」の附属書Ⅰの日本国の付表3に関する注釈の5は、その規定に従い、平成二十六年十月二十八日に効力を失った。

（平成二十六年十一月十三日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十六年十一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第四百二十二号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項第三号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月二十五日から適用する。

平成二十六年十一月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条第二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「昭和三十五年法律第百四十五号」の下に「。以下「医薬品医療機器等法」という。」を加え、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改め、同条第三号中「薬事法第二条第十六項」を「医薬品医療機器等法第二条第十七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等をいう。）に係るものに限る。）に係る診療